

日光市補助金の適正化に関する基準

令和4年8月改訂

日 光 市

目 次

はじめに	・ ・ ・ ・ ・	1
1 補助金の定義	・ ・ ・ ・ ・	1
2 本基準の位置付け	・ ・ ・ ・ ・	2
3 補助金の区分	・ ・ ・ ・ ・	3
4 補助金に求められる性質	・ ・ ・ ・ ・	4
5 補助金の課題と対応	・ ・ ・ ・ ・	5
6 補助金の検証・評価手順等	・ ・ ・ ・ ・	7
7 補助金交付の適正化に向けた取り組み	・ ・ ・ ・ ・	9
8 情報公開の原則	・ ・ ・ ・ ・	13
9 激変緩和期間	・ ・ ・ ・ ・	14
10 本基準の施行と適用	・ ・ ・ ・ ・	14
参考 補助金等に係る関係法令等	・ ・ ・ ・ ・	15

はじめに

日光市では、平成 18 年 11 月 1 日付けで日光市行政改革推進本部長が示した「補助金等見直し方針」（平成 19 年 8 月 1 日に一部改正。以下「見直し方針」という。）に基づき、補助金等の見直しを行ってきました（資料 1）。

この方針では「客観的に認められる公益上の必要がある場合において、自助努力をもってもなお不足する分を補助する」という原点に立ち戻ることで、補助金が自立した自主的活動を土台として成り立ち、社会・経済情勢に照らし合わせた公益上の必要性や効果を保持することを目指しました。

しかし、見直し方針が当初の目的通りに浸透・徹底されたとは言い難く、補助費の決算額は、新たな補助金が創設されたことも影響し、増加傾向にあります。また、見直し方針自体も平成 19 年度に一部改正されたことを最後に、大幅な見直しを行っていない状況です。

このような状況のなか、平成 30 年度において「短期的な行財政改革の取り組み」として補助金適正化を重要事業に位置付け、補助金の適正化を促進し、その効果や合理性をより高めることを目的に、市民や有識者の意見を反映した検討を行うこととしました。

補助金の適正化を図るためには、類似あるいは重複事業の整理合理化、所管課における交付要綱等の整備、市民に対する情報公開や定期的な制度見直しの仕組みづくりなど、様々な取り組みが求められます。そこで、見直し方針を基本的な考え方として踏襲しつつ、日光市の補助金制度が抱える諸課題の解決を図り、適正化を推進するため、新たに本基準を策定することとします。

1. 補助金の定義

【定 義】

補助金等とは、国または地方公共団体が、各種の行政目的をもって反対給付を受けることなく個人または団体に対して交付する金銭のことです。

本基準では、上記定義に基づき、一般会計及び特別会計における歳出予算の 19 節の 2 細節^{※1}、補助金を対象とします。

【解 説】

1. 補助金等とは、一般的には特定の事業、研究等を育成、助長するために国又は地方公共団体が、公益上必要と認めた場合に限り、対価なくして交付（支出）^{※2}するものです。
2. 公益上必要があるか否かは、当該団体の長及び議会が、個々の事例に即して認定するものですが、これは全くの自由裁量行為ではなく、客観的に公益上の必要性を認めなければならないものです。

※1：なお、地方自治法施行令の改正により、令和 2 年 4 月より「18 節の 2 細節」となります。

※2：補助金には、法令に基づき支出するものと、予算措置（規則または要綱）に基づき支出するものの 2 種類があります。

2. 本基準の位置付け

本基準の目的は、所管課における補助金の適切な交付や交付した補助金の検証・評価のあり方を明確にし「公益上の必要性」を踏まえて問題点を克服することで、適正化を図ることです。

日光市では、補助金等の整理統合に向けて基本的な考え方を示した「見直し方針」が十分に浸透しなかったことを踏まえ、所管課が本基準を理解し幅広く活用していくため、本基準を次のとおり位置付けるものとします。

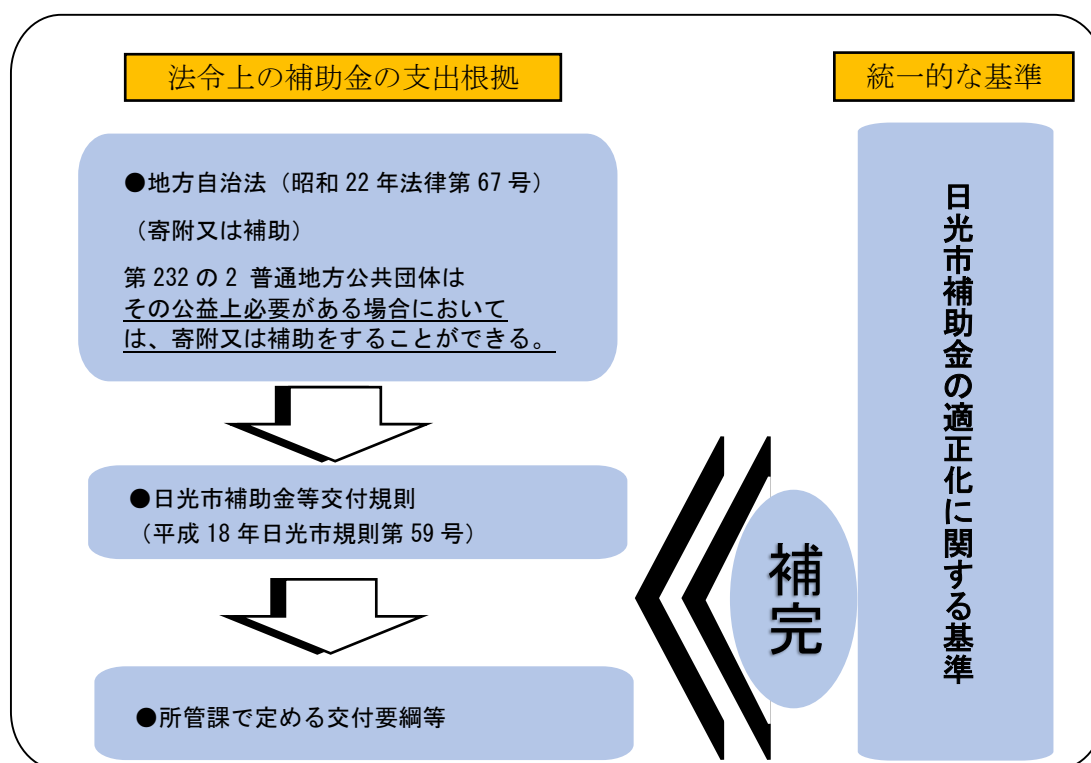


図 日光市補助金の適正化に関する基準の位置付け（イメージ図）

補助金は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 232 条の 2 の規定に基づき、公益上必要がある場合に交付するものです。本基準は、同法同条の規定に基づく補助の統一的な基準として、日光市補助金等交付規則（平成 18 年規則第 59 号）及び所管課で定める交付要綱等を補完するとともに、持続可能な補助制度を確立するために策定するものです。

【参 考】

補助金に係る交付手続きの関係法規として日光市では、日光市補助金等交付規則（平成 18 年規則第 59 号）を制定しています（資料 2）。

3. 補助金の区分

本基準では、補助金を下表のとおり区分します。

【目的・性質による区分】

区 分	説 明
個人向け支援型補助金	○交付対象が不特定の個人であって、特定・その他以外に該当し、下記の性質を有するもの ・社会福祉施設等の利用者負担金を軽減するなど、扶助目的のための補助金 ・家庭用生ごみ処理機器設置費補助金や予防接種費助成等のように、市が推進する政策の一環として奨励する事業に対して交付する補助金
団体活動支援型補助金	○交付対象が団体であって、特定・その他以外に該当し、下記の性質を有するもの ・団体等が行う公益性のある事業に必要な経費に対して支援するために交付する補助金
特定事業支援型補助金	○特定の個人又は団体等に対する補助金で、交付の是非に市の裁量の余地が極めて小さいもの（義務的側面をもつもの） 例：生活路線バス運行費補助金、病院群輪番制病院運営費補助金、上都賀郡市医師会附属准看護学校運営費補助金 等
その他の補助金（外郭団体等への補助）	○第三セクターや市と密接に関わっている外郭団体の運営補助※や災害復旧費補助など （※対象：第三セクター、公共施設振興公社、シルバー人材センター、社会福祉協議会、観光協会、体育協会、小杉放菴記念日光美術館、農業公社、商工会議所、足尾商工会、国際交流協会、文化協会 ）

4. 補助金に求められる性質

日光市では、補助金の交付に当たり、「公益性」「公平性」「効果性」「妥当性」の4つの性質を重視し、基準の柱としていることから、これら4つの性質について、次のとおり定義します。

(1) 公益性

補助金は、公益上必要があると認められる場合に交付できる旨が地方自治法に規定されているとおり、法的に公益性が求められています。

公益性について、法律上その概念を定義したものではありませんが、その有無の判断基準としては、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成18年法律第49号）第2条第4項内で、「不特定かつ多数のものの利益の増進に寄与するもの」と言及しています。また、同条同項内で、「学術、技芸、慈善その他の公益に関する別表各号（資料3）において掲げる種類の事業（日光市または日光市民の利益と直接関係を持たない全国的または国際的な事業を含む）を「公益目的事業」と定義しています。

(2) 公平性

補助金の原資は市税であることから、交付にあたっては公平性の確保が必要不可欠です。最終的な利益を享受する個人・団体等が、特定の対象に偏ることなく、広範囲に及んでいるか、また、補助金の交付を受ける団体等（以下、「団体等」という。）は、自主自立した活動となるよう、自己財源の確保に努めているかなど、補助金の交付に関して市民の理解が得られる公平な状況であることが強く求められます。

(3) 効果性

補助金の定義の項でも述べたように、補助金とは、特定の事業等を助長する目的で交付するものです。そのため、目的達成に補助金を交付することが最適であり、かつ、公金を充てる性質上、事業に対して必要不可欠なものでなければなりません。また、地方自治法第2条第14項においても、「地方公共団体は、その事務を処理するに当っては、住民の福祉の増進に努めるとともに、最少の経費で最大の効果を挙げるようにしなければならない」と規定されており、法に則り、補助に応じた客観的な効果があるかどうか、検証する必要があります。

(4) 妥当性

補助金の定義の項でも述べましたが、補助金は法令に定められた補助と予算措置された要綱等に基づく補助に分類され、いずれかに該当します。そのため、法令、例規や要綱等に基づく交付であるかの確認が必要です。

補助金額についても、極端に少額あるいは団体の決算額に対して極端に高率高額でないか等、妥当な補助であるかの検証が必要です。

5. 補助金の課題と対応

補助金に求められる性質に照らし合わせた課題と、その対応を次のとおり整理します。

【4つの性質の課題】

(1) 見直し方針の形骸化（公益性の課題）

市として見直し方針に沿って、補助金等の見直しを図ってきましたが、現状、過大な補助率や補助金額のものが見受けられます。また、公益性等の観点からの評価を確保するため、統一的な基準による見直しが必要です。

そのため、補助金の適正化に関する基準を新たに策定し、その基準に基づいて、まず所管課が自己評価します。その自己評価結果を新たに設置する補助金適正化推進委員会で検証し、第三者の視点で評価することで、公益性を確保します。

(2) 市民の理解（公平性の課題）

補助金が、繰り返し特定の個人・団体等に交付されて申請の機会が失われたり、団体等が自己財源の確保をおろそかにし、補助金に必要以上に依存したりすると、公平性が阻害され、市民の理解を得ることが困難になります。

そのため、補助金の適正化に関する基準を策定し、補助率や補助金額、補助対象経費に対する市としての統一的な考え方を示します。また、市のホームページや広報などで情報発信を行うことで、公平性を確保します。

(3) 補助期間の長期化、既得権益化（効果性の課題）

補助金の交付の終期が設定されないまま、一度「公益上必要である」という判断に基づき補助金が交付されると、見直す機会を失い、当該補助金が長期にわたり存続してしまうほか、既得権益化することが懸念されます。

時代の経過とともに、社会的ニーズや必要とされる政策も変化することから、補助金について、その効果の検証や評価及びそれらを実施する時期の設定を含め、見直しの仕組みを示します。

（４）交付要綱等の整備（妥当性の課題）

補助金は、それぞれが異なる交付目的や交付基準を内包し、複雑かつ多種多様な性質を有しています。本来、市民から見て、その目的や対象となる経費、補助率等が分かりやすくあるべきものであるため、所管課において定める交付要綱等で、補助対象経費や交付期間など、規定すべき内容を明文化し、市民にとって明瞭なものとする必要があります。

そのため、補助金の交付にあたっては、①目的・趣旨、②補助対象となる事業内容、③補助対象経費、④補助率・補助単価・補助上限額、⑤期間などを規定した交付要綱等の制定を徹底することとします。

【 その他の課題 】

（１）交付の効果と検証

補助金は行政目的をもって交付されるものであり、交付によって期待される行政目的を、どこまで達成したかについて検証する仕組みを確立し、補助制度の見直しを図る機会を設ける必要があります。

そのため、補助金の交付による効果を可能な限り数値化・可視化し、成果指標を定めるよう徹底するとともに、第三者による委員会で、検証・評価する仕組みを確立します。

（２）補助制度に係る透明性の確保

団体等の基礎情報や、補助金額及び補助金の交付による効果など、補助制度に関する情報を市民や団体等に公開し、透明性を十分に確保することが課題です。

そのため、補助金の原資は市税であることを強く意識し、交付内容、対象者、金額等について、個人情報保護法に抵触することのない範囲で情報開示することとします。

6. 補助金の検証・評価手順等

補助金の適正化に向けた取り組みを進めるためには、現状と課題を把握したうえで、当該補助金が前述した4つの性質に合致しているかを検証する必要があります。検証・評価の手順は、以下のとおりとしますが、国県等の制度に基づく補助金については、国や県において既にその公益性や妥当性等が判断されていることから、本基準による第三者評価の対象とはせず、自己評価のみを行う取り扱いとします。

【補助金適正化推進委員会の設置】

日光市における補助金の課題の多くは、利害関係の及ばない第三者による客観的な検討が必要であるため、学識経験を有する者を中心に日光市補助金適正化推進委員会（資料4. 以下、「委員会」という。）を設置し、本基準を策定します。

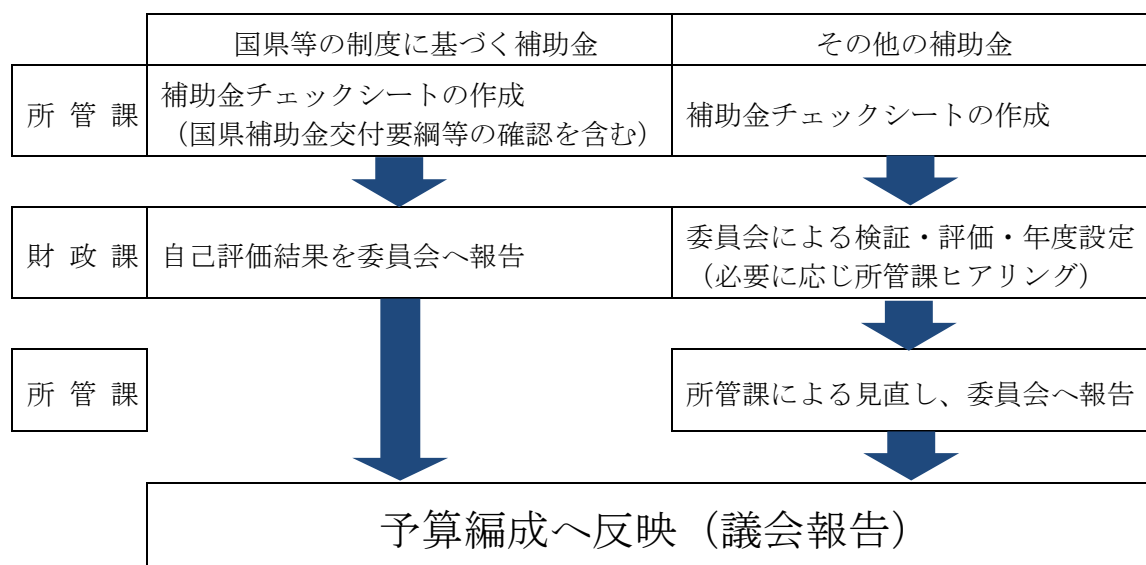
補助金の検証・評価は、本基準に基づき、所管課による各年度の進捗管理や現状分析、自己評価を経て、委員会による検証と評価を行うものとします。所管課は、委員会が検証した結果について、検証結果及びその意見を猶予する特別な状況が新たに確認できない場合を除き、指摘事項の速やかな改善を図ることとします。

【検証・評価手順】

補助金を所管する課は、補助金チェックシートを作成（自己評価）し、その結果をもとに、委員会において補助金の検証と評価、次期の検証年度の設定を行います。

委員会の検証過程において、所管課の自己評価のうち点数が低いものや補助効果に疑義があるものについては、必要に応じて、所管課に対するヒアリングを実施します。

所管課は、評価結果を受け、指摘事項があった場合はその改善内容を委員会に報告したうえで、見直しの結果を直近の当初予算編成に反映することとします。



【評価基準項目】

大分類	具体的なチェック項目
書 類	①日光市補助金等交付規則、日光市補助金交付団体における帳簿等の整備に関する要綱（資料5）に定める書類を具備しているか
公益性	①広く市民の福祉の向上及び利益の増進に寄与すると客観的に認められるか ②重要施策として市が積極的に関与しなければならない事業か ③社会情勢から見て広く公益上の必要性（社会需要）が認められるか ④市以外に費用負担すべき機関がないなど、援助に高い必要性が認められるか ⑤特定の団体、施設、個人に特権的な恩恵や利益を供することがないか
公平性	①補助金を申請する機会が誰に対しても公平に確保されているか ②補助事業と同種・類似の事業を国県または市が実施していないか ③市民の要望が多いなど、公金を充てることに市民の理解が得られるか ④同一団体等に対し、複数の補助金が交付されていないか ⑤会費等の応分の負担や使用料の確保など、自主財源の確保に努めているか
効果性	①交付期間が長期間にわたり、既得権益化していないか ②補助金を交付することが、他の事業手法（委託等）と比較し効果的と認められるか ③補助の対象事業及び経費が補助目的と合致しているか ④対象事業の内容や補助金の使途が明確になっているか ⑤補助金の成果について評価できる指標を持っており、目標を具体的に設定しているか
妥当性	①法令、条例、規則、要綱等（日光市補助金等交付規則を除く）に基づいているか ②団体等の財政支援に適度に貢献しているか 例：極端に低額（低率）でないか 過度に依存（補助金額が団体等決算額の1/2超）していないか 繰越金（剰余金）や積立金が補助金額を超えていないか 等 ③団体等の会計処理及び使途が適切で、透明性・公開性が担保されているか ④団体等が、他団体または個人に対して間接補助していないか ⑤国県等の制度による補助事業において、市単独の上乗せ補助を行っていないか

7. 補助金交付の適正化に向けた取り組み

日光市における補助金の現状と課題を受け、交付の適正化に向けて、次のとおり取り組むこととします。

(1) 補助金の交付に関すること

① 交付要綱等の制定

所管課で市単独（継足単独含む）の補助金を交付する場合は、日光市補助金等交付規則第3条の規定に基づき、

- a. 目的・趣旨
- b. 補助の対象者
- c. 補助対象となる事業・経費
- d. 補助率、補助単価、補助金上限額
- e. 期間（検証周期、又は終期）

を必須規定項目とする個別の交付要綱等（以下、「要綱等」という。）の制定、またはこれに準じる決裁を受けることを原則とします。

なお、a から e までの項目は必須規定項目ですが、これら以外にも必要と考えられる項目については、補助金の交付目的に応じて適宜追加する取り扱いとします。

f. 精算戻入

団体等が事業を実施した結果、剰余金が発生した場合の取り扱いについては、任意の規定項目とし「精算戻入（次年度返還の場合は雑入）」を標準として、個別の事情に応じて規定することとします。

② 交付の制限

市が交付する補助金のうち、「団体活動支援型補助金」に類する補助金で、その団体等の運営費を支援するものについては、原則、交付しない取り扱いとします。

ただし、次のいずれかの条件に該当する場合に限り、終期を定めた上で運営費を助成することができることとします。

- a. 市の行う事務の代替的機能を有し又は市の権限を委譲し、かつ当該団体等以外にその事務を担う団体等が存在しない場合
- b. 他の地方公共団体等との広域的な連携等による調査・研究及び国県等への要望などに関連し、市民福祉の向上に寄与すると認められる場合
- c. 当該団体等の主たる目的がボランティア的活動であり、設立当初から行政が深く関与し、かつ市からの補助金以外に自主財源がないと認められる場合
- d. 新規補助金の場合又は当該団体等が設立後間もないなどの理由で自主財源による運営が困難な場合で、向う3か年の間に自主自立が可能であると見込まれる場合

③ 検証周期の設定

補助金の交付による効果が十分発揮されるよう、その合理性を高めるとともに、特定の団体、施設、個人等の既得権益化を防ぐため、全ての補助金に原則 3 年の検証周期を設定します。設定した年度に到達した補助金については、委員会において、その存廃も含めて検証することとしており、その過程で次期の検証年度を再設定します。

ただし、事業内容や検証結果により委員会が必要と認める場合には、検証周期を 1 年から 5 年の間で設定できるものとします。

なお、それぞれの評価や見直しは、翌年度の当初予算編成に反映させ、一連のサイクルにより、補助金に係る PDCA マネジメントを実施することとします。

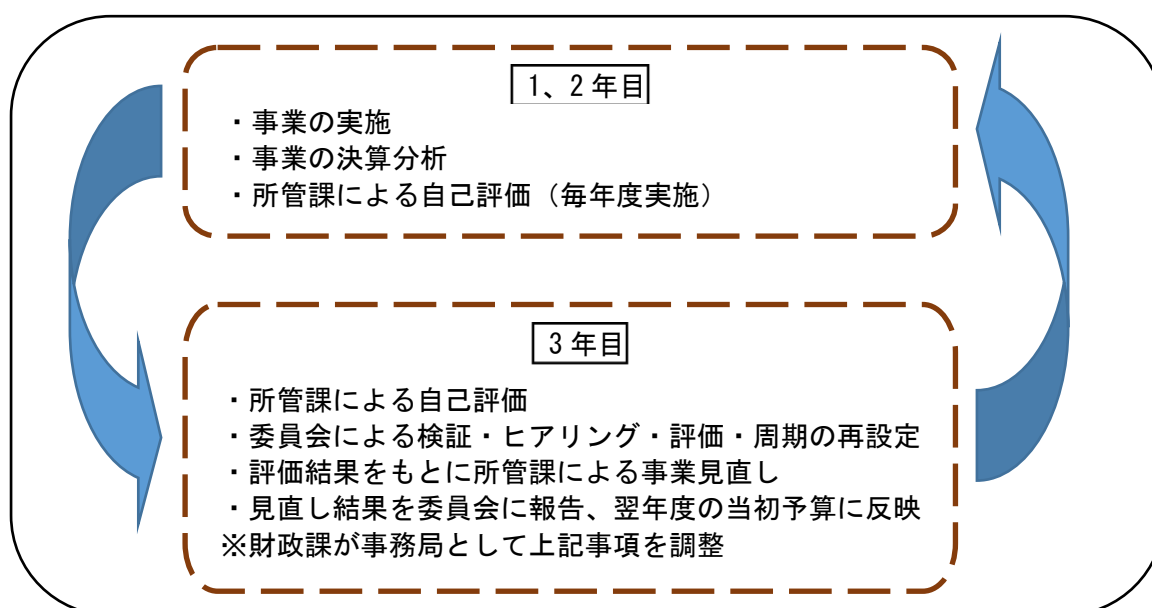


図 検証のサイクル

(2) 補助金額に関すること

① 対象経費の考え方

補助対象経費については、交付する目的に応じて要綱等に規定することを必須とし、当該団体等において最も効率的かつ経済的な方法で支出する費用とします。したがって、対象となる事業内容や購入する備品、工事等の程度は、必要最低限のものに限ります。

つまり、全ての補助金について、補助対象経費として認められるのは、当該事業を実施するために密接な関係があり、かつ真に必要な最低限の経費のみであり、具体的には次表のとおりです。

補助対象経費	補助対象外経費
・給料、職員手当、共済費、役員報酬等の人件費（法令等により設置されている公共的団体又は7.（1）② aに該当する場合に限る。） ・委員報酬、賃金、報償費、旅費、消耗品費、燃料費、食糧費（対象外経費を除く）、印刷製本費、光熱水費、修繕料、役務費、委託料、使用料及び賃借料、工事請負費、原材料費、備品購入費、負担金、償還金元金及び利子	交際費、慶弔費、食糧費（懇親会等の飲食費）、積立金、補助金等、その他慰労的経費等の社会通念上公金での支出が不適切と思われる経費

② 適正な補助率（補助金額）の設定

a. 「個人向け支援型補助金」及び「団体活動支援型補助金」の補助率については、国県等の制度によるものを除き、補助基本額（補助対象経費）の1/2以内を原則とします（ただし、現行の要綱等に定める補助率（補助金額）を超えないものとします）。現行の補助率（補助金額）が補助基本額の1/2を超えている場合は、基準適用後2年間の激変緩和期間を設け、段階的に縮減します。激変緩和期間の詳細については、後述します。

b. 公益性が極めて高いと認められる事業については、上記aで定める補助率を超える事業も考えられることから、1/2を超える補助率を適用する事業にあつては、当該事業の性質やあり方を十分検証の上、個別に設定することとします。

具体的には、次のような補助金が例示されます。

- ・法令等の規定に基づくもの
- ・規約又は債務負担行為等に基づくもの
- ・自然災害等による被災者への見舞金や事業者が融資を受けた資金の利子補給金
- ・子どもの健全育成のため、経済的支援が必要と認められるもの
- ・特定の使用料や負担金等の減免に係るもの 等

③ 補助金等交付額の適正化に向けた取り組み

a. 団体等のうち、当該補助事業における収支決算書において、繰越金や積立金等がその年度の補助金額を上回る場合は、当該補助金を交付しない取り扱いとします。

b. 国県等の制度に基づくもの、又は補助金の財源として国県支出金その他の特定財源が見込まれるものについて、国県等による当該支出が減額又は見込まれなくなった場合は、市の支出も同様に留保するものとします。

c. 補助金の総額は各年度の当初予算に定める額の範囲内とし、補正予算等による追加配分は、原則として認めないこととします。ただし、市の施策上、上限を設けることで著しく市民の福祉及び利益を阻害する恐れがあると認められた場合は、この限りではありません。

（３）効果の検証

所管課や委員会が補助金の効果を検証・評価するにあたり、決算書や出納簿等の計算書類だけでは、その効果が正確に評価できません。補助金の交付を決定する際は、補助対象事業ごとに客観的な成果指標を設定し、目標を数値化・可視化することで、補助金の効果を量ることとします。そのため、確認資料として、団体等の総会資料や事業報告書その他補助金の交付目的に応じ費用対効果が確認できる書類を具備することとします。

（４）初回の検証時期

検証の時期については、原則、３年の検証周期を設定することとしていますが、現行の補助金の初回の検証年度に関しては、委員会において、令和２年度から４年度の間で検証年度を指定することとします。したがって、令和２年度に検証された補助金は、令和３年度当初予算に反映されることとなり、同様のサイクルで、３か年かけて国県等の制度によるものを除き、全ての補助金を検証します。

ただし、全ての補助金の交付状況を統計的に管理するため、検証年度か否かに関わらず、所管課による自己評価は、毎年度実施することとします。

8. 情報公開の原則

補助金のあり方に関し、公金を支出するための高い透明性を確保するとともに、公益性、公平性、効果性・妥当性を担保するため、補助金の交付条件として、個人情報保護に支障のない範囲で情報開示することを付すこととします。

情報の開示は、財政課において、毎年度検証を終えた全ての補助金について、交付団体名、補助率、補助金額、補助内容等を取りまとめ、市ホームページや情報公開コーナーなどの活用により公表することとします。

なお、委員会による検証・評価の結果は、その議事の要旨とともに情報公開の対象としますが、利害関係者の関与を防止し、公平公正な評価を行うため、会議を非公開とするとともに、委員会には地方自治法第 117 条の規定を準用した除斥要件を設けることとします。

【参 考】

地方自治法

第 117 条 普通公共団体の議会の議長及び議員は、自己若しくは父母、祖父母、配偶者、子、孫若しくは兄弟姉妹の一身上に関する事件又は自己若しくはこれらの者の従事する業務に直接の利害関係のある事件については、その議事に参与することができない。

但し、議会の同意があったときは、会議に出席し、発言することができる。

9. 激変緩和期間

本基準に基づき新たに制定（見直し）された要綱等の規定による補助率（補助金額）が、現行制度で算定された補助率（補助金額）を下回る場合、2年又は新基準に適合するまでのいずれか短い期間において、定率0.75を乗じて逡減する激変緩和期間を設けます。

《例》 補助率 10/10 ⇒ 1/2 の場合

令和5年度	1,000,000 円	※基準額（本基準の適用を受けた年度）	
令和6年度	750,000 円	基準額（1,000,000 円）×0.75	} 激変緩和 期間
令和7年度	563,000 円	基準額（1,000,000 円）×0.75×0.75	
令和8年度	500,000 円	補助対象経費×1/2	

※各年度において、定率を乗じる途中計算は掛け放しとし、最終的に得た額に千円未満の端数が生じた場合は、千円に切り上げる。

※2年を経過せずして本基準の補助率（補助金額）に到達した場合は、定率による減額は行わない。

10. 本基準の施行と適用

本基準は、公表の日から施行します。

現行の補助金については令和5年度に本基準を適用し、本基準が適用されるまでは経過措置として従前の例により交付するものとします。

【資料 1】

補助金等見直し方針

平成18年11月 日光市行政改革推進本部

平成19年8月1日 一部改正

1 補助金等整理統合に向けた基本的考え方

- (1) 補助金については、個人向け支援型、団体活動支援型、特定事業支援型に分類し、それぞれの方針に基づき見直しを行う。
- (2) 補助金の見直しにあたっては「客観的に認められる公益上の必要がある場合において、自助努力をもってもなお不足する分を補助する」という原点に立ち戻り、団体等の自主自立的な取り組みを促進する。
- (3) 団体等は、それぞれの設立趣旨や活動の原点に立ち返り「市民にできることは市民の手で」という自助・共助の理念から、行政に依存せず自立した自主的活動となるよう自己財源の確保などを促す。
- (4) 補助金の整理統合を通じて、単に補助総額の削減のみでなく、補助金が今後重点的・効果的に活用されるよう見直しを行う。
- (5) 補助事業の目的、視点、内容等が社会、経済情勢に合致しているとともに公益上必要であり効果が認められること。
- (6) 市長会等の法令外負担金については、各種団体へ事業規模、予算規模の縮小を働きかける。

2 補助金等見直し方針

補助金の「公益上の必要性」を踏まえ、問題点の克服及び経費削減のため、平成19年度予算において、次の基準に基づき補助金の見直しを行う。

この基準は、平成20年度予算からの補助金を対象とした見直しを踏まえて、平成19年度から段階的に削減する。

なお、政策遂行上特に必要と認める場合は、当該見直し補助金額に加算することができるものとする。

(1) 補助金等見直しの基本的事項

- ① 補助金を所管している課は、常に補助金の「公益上の必要性」を考慮し、必要性が薄れた補助金については廃止する。なお、「公益上の必要性」は、市民の福祉の向

上及び利益の増進に寄与することが客観的に認められることを判断の基準とする。

- ② 税等及び公共料金の滞納ある個人、団体には補助金を交付しない。
- ・ 対象とする税等及び公共料金の範囲は、次のとおりとする。
市税／国民健康保険税／介護保険料／市営住宅使用料／水道料金／下水道使用料／し尿汲取手数料
 - ・ 滞納調査については、補助金等交付申請の際に同意書を徴して行う。
 - ・ 団体における滞納者の範囲は、法人とする。
 - ・ 滞納による補助金の交付制限は、全ての補助金を対象とする。
 - ・ 国民健康保険税、市営住宅使用料、水道料金、下水道使用料及びし尿汲取手数料については世帯を単位とする賦課徴収であるため、補助金の交付制限の対象となる世帯員の滞納者範囲については各々の補助金交付要綱等において定める。
- ③ 市の組織機構を横断して同種同類の補助事業の整理統合を進める。
- ④ 「合併後調整」となっている旧市町村ごとの類似補助金の整理統合及び補助単価等制度の相違の調整を図る。調整結果は、19 年度予算において反映するものとする。
- ⑤ 国や県の制度に関する市の補助金は、制度上の市の負担割合を超える補助は行わない。
- ⑥ 国や県の制度による補助は、その制度の終了とあわせて、市の補助を終了させるとともに、国や県の補助金の減額や廃止があった場合においても、市の負担割合を引き上げることや、新たな市の負担を伴う見直しは行わない。ただし、国庫補助負担金の整理統合に伴い「一般財源化」の措置が行われた場合は、この限りではない。
- ⑦ 団体等の事業費補助金の補助率が 1/2 を超えるものは、段階的に補助率を削減し、原則 1/2 以内とする。補助率が 1/2 以下のものは据え置く。なお、段階的な削減方法は次のとおりとする。

補助率が 3/4 以上のもの	19 年度予算 2/3 以内
	20 年度予算 1/2 以内
補助率が 2/3 以上 3/4 未満のもの	19 年度予算 5.5/10 以内
	20 年度予算 1/2 以内
補助率が 1/2 を超え 2/3 未満のもの	19 年度予算 1/2 以内

- ⑧ 前年からの繰越金の額が当該年度の補助金の額を上回る場合は、予算の執行を保留する。
- ⑨ 補助申請及び実績報告等手続きの適正化を図り、補助金の具体的使途を明確にする。
- ⑩ 慶弔費及び飲食費は補助対象経費から除外する。

(2) 個人向け支援型

- ① 補助事業の内容が市民の福祉の向上及び利益の増進に効果が認められるかなど、個々の事業内容を精査し、次のとおり見直しを行う。

国や県の制度 による補助金	制度によるルール分																								
市単独補助金	18 年度予算の 100%～50%とし、補助率及び補助金額に応じてそれぞれ次のとおり取り扱う。 ア. 補助率を適用するもの <table> <tr> <th>現行補助率</th><th>見直し後の補助率</th></tr> <tr> <td>3/4 以上のもの</td><td>19 年度 2/3 以下 20 年度 1/2 以下</td></tr> <tr> <td>2/3 以上 3/4 未満のもの</td><td>19 年度 5.5/10 以下 20 年度 1/2 以下</td></tr> <tr> <td>2/3 未満のもの</td><td>19 年度 1/2 以下</td></tr> <tr> <td>条例で規定するもの</td><td>条例で定める率</td></tr> </table> イ. 定額のもの <table> <tr> <th>補助金額</th><th>18年度予算 に対する割合</th></tr> <tr> <td>10 万円以下</td><td>50%</td></tr> <tr> <td>10 万円を超え 50 万円以下</td><td>60%</td></tr> <tr> <td>50 万円を超え 100 万円以下</td><td>70%</td></tr> <tr> <td>100 万円を超え 1,000 万円以下</td><td>80%</td></tr> <tr> <td>1,000 万円を超えるもの</td><td>90%</td></tr> <tr> <td>条例で規定するもの</td><td>100%</td></tr> </table> ウ. 国庫補助負担金の一般財源化に係るもの 100%	現行補助率	見直し後の補助率	3/4 以上のもの	19 年度 2/3 以下 20 年度 1/2 以下	2/3 以上 3/4 未満のもの	19 年度 5.5/10 以下 20 年度 1/2 以下	2/3 未満のもの	19 年度 1/2 以下	条例で規定するもの	条例で定める率	補助金額	18年度予算 に対する割合	10 万円以下	50%	10 万円を超え 50 万円以下	60%	50 万円を超え 100 万円以下	70%	100 万円を超え 1,000 万円以下	80%	1,000 万円を超えるもの	90%	条例で規定するもの	100%
現行補助率	見直し後の補助率																								
3/4 以上のもの	19 年度 2/3 以下 20 年度 1/2 以下																								
2/3 以上 3/4 未満のもの	19 年度 5.5/10 以下 20 年度 1/2 以下																								
2/3 未満のもの	19 年度 1/2 以下																								
条例で規定するもの	条例で定める率																								
補助金額	18年度予算 に対する割合																								
10 万円以下	50%																								
10 万円を超え 50 万円以下	60%																								
50 万円を超え 100 万円以下	70%																								
100 万円を超え 1,000 万円以下	80%																								
1,000 万円を超えるもの	90%																								
条例で規定するもの	100%																								

- ② 農業近代化資金利子補給金等で、補助金の交付先は金融機関等であるものの最終的な利益が個人に帰属する場合は、上記2の(1)の②の取り扱いを準用する。ただし、18年度までにすでに利子補給等の決定を行ったものについては、なお従前の例による。

(3) 団体活動支援型補助金

国や県の制度 による補助金	制度によるルール分																				
市単独補助金	① 10年以上補助実績のある定額運営費補助は、19年度限りで廃止する。 A) 19年度予算 18年度予算の80%～50%とし、補助金額に応じて次のとおり取り扱う。 <table border="1"> <tr> <th>補助金額</th><th>18年度予算に対する割合</th></tr> <tr> <td>10万円以下</td><td>50%</td></tr> <tr> <td>10万円を超え50万円以下</td><td>60%</td></tr> <tr> <td>50万円を超え100万円以下</td><td>70%</td></tr> <tr> <td>100万円を超えるもの</td><td>80%</td></tr> </table> B) 20年度予算 ゼロ ② 10年以上補助実績のある団体で、運営費と事業費の両方を補助対象としている場合は、その区分を明確にしたうえで、運営費に係る補助金を①と同様に19年度限りで廃止するとともに、事業費に係る補助金の予算額を次のとおりとする。 A) 19年度予算 18年度予算の80%～50%とし、補助金額に応じて次のとおり取り扱う。 <table border="1"> <tr> <th>補助金額</th><th>18年度予算に対する割合</th></tr> <tr> <td>10万円以下</td><td>50%</td></tr> <tr> <td>10万円を超え50万円以下</td><td>60%</td></tr> <tr> <td>50万円を超え100万円以下</td><td>70%</td></tr> <tr> <td>100万円を超えるもの</td><td>80%</td></tr> </table>	補助金額	18年度予算に対する割合	10万円以下	50%	10万円を超え50万円以下	60%	50万円を超え100万円以下	70%	100万円を超えるもの	80%	補助金額	18年度予算に対する割合	10万円以下	50%	10万円を超え50万円以下	60%	50万円を超え100万円以下	70%	100万円を超えるもの	80%
補助金額	18年度予算に対する割合																				
10万円以下	50%																				
10万円を超え50万円以下	60%																				
50万円を超え100万円以下	70%																				
100万円を超えるもの	80%																				
補助金額	18年度予算に対する割合																				
10万円以下	50%																				
10万円を超え50万円以下	60%																				
50万円を超え100万円以下	70%																				
100万円を超えるもの	80%																				

	ただし、18 年度予算において事業費補助金に補助率を適用していた場合、当該補助率が 3/4 以上の場合は 2/3 に、また、補助率が 2/3 以上 3/4 未満の場合は 5.5/10 にそれぞれ置き換えて算出した補助金額と上記の表を用いて算出した補助金額のうち、いずれか高いほうの金額を選択できるものとする。 B) 20年度予算 20 年度事業費分×50%以内 ③ 補助実績が 10 年未満の団体及び新規の団体に運営費補助金を支出する場合は、終期を設定する。 <table border="1"> <tr> <td>10 年未満の 補助金</td><td> 終期 3 年 (但し、3 年以内に 10 年をむかえる場合は 10 年目が最終年) </td></tr> <tr> <td>新規の補助金</td><td> 終期 3 年 なお、新規の補助金とは、19 年度から 23 年度の予算において新たに助成措置を講じる場合をいう。このため、名称のみを単に変更したものや、従前の補助目的と同種同類の内容で改組した補助金については、従前の補助実績に合算する取り扱いとする。 </td></tr> </table> ④ 補助実績が 10 年未満の団体で、運営費と事業費の両方を補助対象としている場合は②と同様に取り扱う。但し、新規の補助金にあつては、原則として補助初年度の金額を 3 年間固定し、その後②の取り扱いに移行する。なお、予算執行の保留に関する事務手続きは、補助金等交付規則において定める。 ⑤ 前年からの繰越金の額が当該年度の補助金の額を上回る場合は、運営費に係る補助金の予算執行を停止する。なお、18 年度からの繰越金に限っては、18 年度交付補助金額を上回る場合において当該執行停止の措置を適用する。	10 年未満の 補助金	終期 3 年 (但し、3 年以内に 10 年をむかえる場合は 10 年目が最終年)	新規の補助金	終期 3 年 なお、新規の補助金とは、19 年度から 23 年度の予算において新たに助成措置を講じる場合をいう。このため、名称のみを単に変更したものや、従前の補助目的と同種同類の内容で改組した補助金については、従前の補助実績に合算する取り扱いとする。
10 年未満の 補助金	終期 3 年 (但し、3 年以内に 10 年をむかえる場合は 10 年目が最終年)				
新規の補助金	終期 3 年 なお、新規の補助金とは、19 年度から 23 年度の予算において新たに助成措置を講じる場合をいう。このため、名称のみを単に変更したものや、従前の補助目的と同種同類の内容で改組した補助金については、従前の補助実績に合算する取り扱いとする。				

(4) 特定事業支援型

- ① 社会情勢の変化、価値観の多様化など個々の事業内容を精査する。精査に当っては、上記2の(1)の①の基準を準用する。
- ② 補助金額の縮減、補助対象事業の見直しを行う。見直しに当たっても、上記2の(1)の①の基準を準用するものとする。
- ③ 同種同類の補助事業の整理統合を図る。
- ④ 国や県の制度に関する市の補助金は、制度上の市の負担割合を超える補助は行わない。
- ⑤ 国や県の制度による補助は、その制度の終了とあわせて、市の補助を終了させるとともに、国や県の補助金の減額や廃止があった場合においても、市の負担割合を引き上げることや、新たな市の負担を伴う見直しは行わない。

国や県の制度による補助金	制度によるルール分																								
市単独補助金	18 年度予算の 100%～50%とし、補助率及び補助金額に応じてそれぞれ次のとおり取り扱う。 ア. 補助率を適用するもの <table> <tr> <th>現行補助率</th><th>見直し後の補助率</th></tr> <tr> <td>3/4 以上のもの</td><td>19 年度 2/3 以下 20 年度 1/2 以下</td></tr> <tr> <td>2/3 以上 3/4 未満のもの</td><td>19 年度 5.5/10 以下 20 年度 1/2 以下</td></tr> <tr> <td>2/3 未満のもの</td><td>19 年度 1/2 以下</td></tr> <tr> <td>条例で規定するもの</td><td>条例で定める率</td></tr> </table> イ. 定額のもの <table> <tr> <th>補助金額</th><th>18年度予算に対する割合</th></tr> <tr> <td>10 万円以下</td><td>50%</td></tr> <tr> <td>10 万円を超え 50 万円以下</td><td>60%</td></tr> <tr> <td>50 万円を超え 100 万円以下</td><td>70%</td></tr> <tr> <td>100 万円を超え 1,000 万円以下</td><td>80%</td></tr> <tr> <td>1,000 万円を超えるもの</td><td>90%</td></tr> <tr> <td>条例で規定するもの</td><td>100%</td></tr> </table> ウ. 国庫補助負担金の一般財源化に係るもの 100%	現行補助率	見直し後の補助率	3/4 以上のもの	19 年度 2/3 以下 20 年度 1/2 以下	2/3 以上 3/4 未満のもの	19 年度 5.5/10 以下 20 年度 1/2 以下	2/3 未満のもの	19 年度 1/2 以下	条例で規定するもの	条例で定める率	補助金額	18年度予算に対する割合	10 万円以下	50%	10 万円を超え 50 万円以下	60%	50 万円を超え 100 万円以下	70%	100 万円を超え 1,000 万円以下	80%	1,000 万円を超えるもの	90%	条例で規定するもの	100%
現行補助率	見直し後の補助率																								
3/4 以上のもの	19 年度 2/3 以下 20 年度 1/2 以下																								
2/3 以上 3/4 未満のもの	19 年度 5.5/10 以下 20 年度 1/2 以下																								
2/3 未満のもの	19 年度 1/2 以下																								
条例で規定するもの	条例で定める率																								
補助金額	18年度予算に対する割合																								
10 万円以下	50%																								
10 万円を超え 50 万円以下	60%																								
50 万円を超え 100 万円以下	70%																								
100 万円を超え 1,000 万円以下	80%																								
1,000 万円を超えるもの	90%																								
条例で規定するもの	100%																								

(5) 前記に分類されない補助金

① イベントに対する補助金

合併により生じた旧市町村ごとの類似イベントについては、整理統合及び補助制度の相違調整を積極的に図るとともに、補助金についても民官の役割分担、市民との協働の観点から見直しを行い、運営費補助を廃止し事業費経費のみの補助に変更し事業補助化を図る。

国や県の制度による補助金	制度によるルール分		
市単独補助金	18 年度予算の 100%～50%とし、運営費補助金相当分及び事業費補助金相当分に応じて次のとおり取り扱う。		
	運営費補助金相当分	ゼロ	
	事業費補助金相当分	金額	18 年度予算に対する割合
		10 万円以下	50%
		10 万円を超え 50 万円以下	60%
		50 万円を超え 100 万円以下	70%
		100 万円を超え 1,000 万円以下	80%
		1,000 万円を超えるもの	90%
		2件以上の統廃合に係るもの	2件以上の金額のうち、いずれか1件の100%

② 外郭団体等への補助金

国や県の制度による補助金	制度によるルール分
市単独補助金	第三セクター、公共施設振興公社、観光施設管理公社、シルバー人材センター、社会福祉協議会、各観光協会、体育協会、小杉放菴記念日光美術館、栗山高原観光開発公社、農業公社、商工会議所、足尾商工会、国際交流協会、文化協会等に対する補助金、交付金については、18 年度予算と比較して、19 年度予算においては 6.5%以上、20 年度予算においては 10%以上の削減を目標に、所管課においてそれぞれの団体の経営内容等を精査し個別協議のうえ見直しを行う。

(6) 所管課と団体等との調整

この見直し基準に従い、19 年度予算から適用となる事項については、今年度中に各団体に説明し協力を依頼する。

3 関係書類の確認

補助対象事業の履行確認と事業経費の会計処理の適切性を処理するため、関係書類の審査・確認を十分に行う。

(1) 事業計画・事業報告書の提出

事業内容の確認方法として、事業計画書及び事業実施報告書により当初計画書に基づいて実施されたか、また、年度途中の計画変更はなかったか等事業実施過程における補助対象事業の適切さの視点から検証する。

(2) 予算・決算書の提出

事業経費の確認方法として、予算書・決算書により予算が適正に執行されたか、また、出納簿や領収書等の書類の整備など、会計処理が適正に行われているかの事務処理上の確認と、補助金を事業収入面からみて決算における繰越金と補助金のバランスが適切に保たれているかなどの検証を行う。

【資料 2】

■日光市補助金等交付規則

（目的）

第1条 この規則は、法令その他別に定めがあるもののほか、補助金等の交付の申請、決定及び使用等に関する基本的事項を定め、もって補助金等に係る予算の執行の適正化を図ることを目的とする。

（定義）

第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号の定めるところによる。

（1） 補助金等 市が交付する補助金、利子補給金その他市長が指定する相当の反対給付を受けない給付金をいう。

（2） 補助事業等 補助金等の交付の対象となる事務又は事業をいう。

（3） 補助事業者等 補助事業等を行う者をいう。

（補助金等の交付対象）

第3条 補助金等は、市長が公益上必要があると認める事務又は事業を行う者に対し、予算の範囲内において、その施行に必要な経費の全部又は一部について交付する。

2 前項の補助金の名称、交付の目的、交付の対象である事務又は事業の内容及び条件資格並びにその交付率又は金額及び相手方は、別に定める。

3 前項の条件資格は、受益と負担の適正化、市民負担の公平性の確保及び補助金等の交付の目的の達成のために、補助事業者等が市税、公共料金等を完納していること等の必要な要件を定めることができる。

（交付の申請）

第4条 補助金等の交付を受けようとする者は、補助金等交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。ただし、市長が指定する補助金等については、当該書類の一部を省略することができる。

（1） 事業計画書（様式第2号）

（2） 収支予算書（様式第3号）

（3） 工事の施行に当たっては実施設計書

（4） その他市長が必要と認める書類

（交付の決定）

第5条 市長は、前条の申請があったときは、当該申請に係る書類審査、必要に応じて行う現地調査等により、補助金等を交付すべきものと認めたときは、速やかに補助金等の交付の決定を、補助金等を交付することが不適当と認めるときは、速やかに交付しない旨の決定（以下「不交付の決定」という。）をするものとする。

（交付の条件）

第6条 市長は、補助金等の交付の決定をする場合において、補助金等の交付の目的を達成するために必要な指示又は条件を付することができる。

（交付決定の通知）

第7条 市長は、補助金等の交付の決定又は不交付の決定をしたときは、速やかにその決定の内容（前条の規定により指示又は条件を付したときは、当該指示又は条件を含む。以下同じ。）を補助金等（交付・不交付）決定通知書（様式第4号）により補助金等の交付の申請をした者（以下「申請者」という。）に通知するものとする。

(申請の取下げ)

第8条 申請者は、前条の規定による通知を受けた場合において、当該通知に係る補助金等の交付の決定の内容に不服があるときは、当該通知を受けた日から10日を経過する日までに補助金等交付申請取下届(様式第5号)を提出し、申請の取下げをすることができる。ただし、市長が特に必要と認めるときは、この期間を短縮し、又は延長することができる。

2 前項の規定による申請があったときは、当該申請に係る補助金等の交付の決定はなかったものとみなす。

(計画変更の承認等)

第9条 補助金等の交付決定通知を受けた補助事業者等は、次の各号のいずれかに該当するときは、遅滞なく事業計画変更承認申請書(様式第6号)を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

(1) 補助事業等に要する経費の配分の変更又は補助事業の内容を変更しようとするとき。

(2) 補助事業等を中止し、又は廃止しようとするとき。

2 補助事業者等は、補助事業等が予定の期間内に完了しないとき又は補助事業等の遂行が困難となったときは、速やかに市長に報告し、その指示を受けなければならない。

3 市長は、第1項の申請書の提出があった場合又は前項の報告があった場合には、補助金等の交付の決定を取り消し、又は変更することができる。

4 前項の規定により補助金等の交付の決定を変更したときは、その旨を補助金等変更交付決定通知書(様式第7号)により第1項の申請書を提出した者に通知するものとする。

(補助事業等の着手届及び完了届)

第10条 補助事業者等は、補助事業等に着手したときは補助事業等着手届(様式第8号)を、補助事業等が完了したときは補助事業等完了届(様式第9号)を直ちに市長に提出しなければならない。ただし、市長が指定する補助金等については、この限りでない。

(状況報告)

第11条 補助事業者等は、補助事業等の遂行の状況について、補助事業等状況報告書(様式第10号)に別に定める書類を添えて市長に提出しなければならない。ただし、市長が指定する補助金等については、この限りでない。

(事業遂行等の指示)

第12条 市長は、補助事業者等が提出する報告書等により調査を行い、補助事業者等が補助金等の交付の決定の内容に従って遂行されていないと認めるときは、補助事業者等に対してこれに従って当該補助事業等を遂行すべきことを指示することができる。

2 市長は、補助事業者等が前項の指示に違反したときは、その者に対し、当該補助事業等の遂行の一時停止を命ずることができる。

(実績報告)

第13条 補助事業者等は、補助事業等が完了したときは、速やかに補助事業等実績報告書(様式第11号)に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。ただし、市長が指定する補助金等については、この限りでない。

(1) 事業実績書(様式第2号準用)

(2) 収支決算書(様式第3号準用)

(3) その他市長が必要と認める書類

(検査)

第14条 市長は、前条の規定により補助事業等の実績報告があったとき又は出来高払、概算払等の請求があったときは、補助事業者等に対し、市長の命じた者（以下「検査員」という。）をして当該補助事業等に係る書類、帳簿その他必要な物件の検査をさせ、又は関係者に質問させることができる。

2 市長は、補助金等に係る予算の執行の適正を期するため、必要があると認めるときは、いつでも検査員をして当該補助事業等に係る書類、帳簿その他必要な物件の検査をさせ、又は関係者に質問させることができる。

3 前2項の規定による検査は、別に定めるところによる。

(是正措置)

第15条 市長は、第13条の規定による補助事業等の実績報告を受けた場合において、当該補助事業等の成果が補助金等の交付の決定の内容に適合しないと認めるときは、別に定めるところに従い、これに適合させるための措置をとるべきことを当該補助事業者等に指示するものとする。

(額の確定)

第15条の2 市長は、第13条の規定により実績報告書が提出されたときは、実績報告書その他の書類の審査及び第14条の規定により行う検査等により、その報告に係る補助事業等の成果が、補助金等の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合するものであるかどうかを調査し、適合すると認めたときは、交付すべき補助金等の額を確定し、当該補助事業者等に補助金等確定通知書（様式第11号の2）により通知するものとする。

(交付の決定の取消し)

第16条 市長は、補助事業等について、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金等の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 偽りその他不正の手段により補助金等の交付を受けたとき。

(2) 補助金等を他の用途に使用したとき。

(3) 第22条本文の規定に違反したとき。

(4) 前3号のほか、補助事業等に関し、補助金等の交付の決定の内容に違反したとき又は市長の指示に従わなかったとき。

2 市長は、前項の規定により補助金等の交付の決定を取り消したときは、補助金等交付決定取消通知書（様式第12号）により補助事業者等に通知するものとする。

(交付の請求)

第17条 第15条の2の規定により通知を受けた補助事業者等が補助金等の交付を受けようとするときは、補助金等交付請求書（様式第13号）に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。ただし、市長が指定する補助金等については、この限りでない。

(1) 補助金等確定通知書の写し

(2) その他市長が必要と認める書類

(交付の特例)

第18条 市長は、特に必要があると認めるときは、補助金等を概算払又は前金払により交付することができる。

2 補助事業者等は、前項の規定により補助金等の概算払又は前金払を受けようとするときは、補助金等概算（前金）払請求書（様式第14号）を市長に提出しなければならない。

(補助金等の返還)

第19条 市長は、第16条の規定により補助金等の交付の決定を取り消した場合において、補助事業等の当該取消しに係る部分に関し既に補助金等が交付されているときは、期限を定めてその返還を命ずるものとする。

2 市長は、前項の規定により補助金等の返還を命ずるときは、補助金等返還命令書（様式第15号）により補助事業者等に通知するものとする。

(加算金及び延滞金)

第20条 補助事業者等は、前条の規定により補助金等の返還を命じられたときは、その命令に係る補助金等の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該補助金等の額につき年10.95パーセントの割合で計算した加算金を市に納付しなければならない。

2 補助事業者等は、補助金等の返還を命じられた場合において、これを期限までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納額につき年10.95パーセントの割合で計算した延滞金を市に納付しなければならない。

3 市長は、前2項の場合において、やむを得ない事情があると認めるときは、加算金又は延滞金の全部又は一部を免除することができる。

(他の補助金等の交付の一時停止等)

第21条 市長は、補助事業者等が補助金等の返還を命じられ、当該補助金等、加算金又は延滞金の全部又は一部を納付しない場合において、その者に対し当該補助事業等について交付すべき補助金等（以下「他の補助金等」という。）があるときは、相当の限度において他の補助金等の交付を一時停止し、又は他の補助金等と当該未納額とを相殺することができる。

(財産の処分の制限)

第22条 補助事業者等は、補助事業等により取得し、又は効用の増加した次に掲げる財産を市長の承認を受けずに、補助金等の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。ただし、補助事業者等が補助金等の全部に相当する金額を市に納付した場合又は補助金等の交付の目的及び当該財産の耐用年数と勘案して市長が定める期間を経過した場合は、この限りでない。

(1) 不動産及びその従物

(2) 機械及び重要な器具で市長が定めるもの

(3) その他市長が補助金等の交付の目的を達成するため特に必要があると認めて定めるもの

(帳簿の整備)

第23条 補助事業者等は、補助事業等に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え付け、かつ、当該収入及び支出についての証拠書類を整理保存しておかなければならない。

(その他)

第24条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の日の前日までに、合併前の今市市補助金等交付規則（昭和61年今市市規則第6号）、日光市補助金等交付規則（昭和58年日光市規則第2号）、藤原町補助金等交付規則（昭和54年藤原町規則第3号）、足尾町補助金等交付規程（昭和51年足尾町規程第1号）若しくは栗山村補助金等交付規則（平成4年栗山村規則第16号）又は解散前の日光地区広域行政事務組合補助金等交付規則（平成7年日光地区広域行政事務組合規則第3号）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの規則の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則（平成19年3月30日規則第44号）

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成24年3月23日規則第14号）

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成26年3月11日規則第24号）

この規則は、公布の日から施行する。

【資料 3】

■公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成 18 年法律第 49 号）抜粋
別表（第 2 条関係）

- 一 学術及び科学技術の振興を目的とする事業
- 二 文化及び芸術の振興を目的とする事業
- 三 障害者若しくは生活困窮者又は事故、災害若しくは犯罪による被害者の支援を目的とする事業
- 四 高齢者の福祉の増進を目的とする事業
- 五 勤労意欲のある者に対する就労の支援を目的とする事業
- 六 公衆衛生の向上を目的とする事業
- 七 児童又は青少年の健全な育成を目的とする事業
- 八 勤労者の福祉の向上を目的とする事業
- 九 教育、スポーツ等を通じて国民の心身の健全な発達に寄与し、又は豊かな人間性を涵養することを目的とする事業
- 十 犯罪の防止又は治安の維持を目的とする事業
- 十一 事故又は災害の防止を目的とする事業
- 十二 人種、性別その他の事由による不当な差別又は偏見の防止及び根絶を目的とする事業
- 十三 思想及び良心の自由、信教の自由又は表現の自由の尊重又は擁護を目的とする事業
- 十四 男女共同参画社会の形成その他のより良い社会の形成の推進を目的とする事業
- 十五 国際相互理解の促進及び開発途上にある海外の地域に対する経済協力を目的とする事業
- 十六 地球環境の保全又は自然環境の保護及び整備を目的とする事業
- 十七 国土の利用、整備又は保全を目的とする事業
- 十八 国政の健全な運営の確保に資することを目的とする事業
- 十九 地域社会の健全な発展を目的とする事業
- 二十 公正かつ自由な経済活動の機会の確保及び促進並びにその活性化による国民生活の安定向上を目的とする事業
- 二十一 国民生活に不可欠な物資、エネルギー等の安定供給の確保を目的とする事業
- 二十二 一般消費者の利益の擁護又は増進を目的とする事業
- 二十三 前各号に掲げるもののほか、公益に関する事業として政令で定めるもの

【資料4】

■日光市補助金適正化推進委員会条例

(設置)

第1条 健全で適正な財政運営の推進に当たり、市が交付する補助金に関しその公益性、公平性、効果性及び妥当性（以下「公益性等」という。）の調査を行うため、日光市補助金適正化推進委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を行う。

- (1) 補助金の公益性等に関する基準に関すること。
- (2) 補助金の評価及び検証に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、補助金の適正化に関し市長が必要と認める事項

(組織)

第3条 委員会は、委員5人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) その他市長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 前項の委員に欠員を生じたときの補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選によりこれを決定する。

2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集し、その議長となる。

2 委員会は、過半数の委員の出席がなければ、会議を開くことができない。

3 委員会は、必要と認めるときは、委員以外の者に会議への出席を求め、その意見若しくは説明を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行後最初に開かれる会議は、第6条第1項の規定にかかわらず、市長が招集する。

3 この条例の施行後最初に委嘱される委員の任期は、第4条第1項の規定にかかわらず、令和3年3月31日までとする。

【資料 5】

■日光市補助金交付団体における帳簿等の整備に関する要綱

(目的)

第1条 この要綱は、日光市補助金等交付規則（平成18年日光市規則第59号。以下「規則」という。）に基づき市が補助金を交付する団体（以下「補助金交付団体」という。）において整備しなければならない帳簿等を定め、団体運営の健全性の確保と補助金に係る予算執行の適正化を図ることを目的とする。

(適用団体)

第2条 この要綱は、団体の活動、運営及びこれに類する事務事業の育成奨励を目的とする補助金交付団体について適用する。ただし、次の補助金交付団体については、この限りでない。

- (1) 一般財団法人日光市公共施設振興公社
- (2) 公益財団法人小杉放菴記念日光美術館
- (3) 一般財団法人日光市農業公社
- (4) 鬼怒川川治温泉観光開発株式会社
- (5) 社会福祉法人日光市社会福祉協議会
- (6) 公益社団法人日光市シルバー人材センター

(補助金交付団体の整備帳簿等)

第3条 規則第23条の規定に基づき補助金交付団体が整備しなければならない帳簿及び証拠書類は、次のとおりとする。

- (1) 事業計画書及び予算書
- (2) 事業報告書、決算書及び決算監査報告書
- (3) 現金出納簿
- (4) 預金通帳
- (5) 領収書

2 前項に規定するもののほか、補助金交付団体は、次の資料を整備しなければならない。

- (1) 規約、規定、会則等を定めた文書
- (2) 構成員名簿
- (3) 会議録

(所管課長等の検査)

第4条 課長等は、所管の補助金交付団体の帳簿等整備状況について1会計年度につき1回以上の検査を実施しなければならない。

2 課長等は、前項の規定に基づき検査を実施したときは、速やかに補助金交付団体帳簿等整備状況報告書（別記様式）を作成し、市長に報告しなければならない。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成18年3月20日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の日の前日までに、合併前の今市市補助金交付団体帳簿等整備基準（平成10年今市市告示第38号）の規定によりなされた手続その他の行為は、この要綱の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則（平成22年12月1日告示第152号）

この要綱は、平成22年12月1日から施行する。

附 則（平成25年5月10日告示第96号）

この要綱は、平成25年6月1日から施行する。